

「新 昇試サブノート 刑法・刑事訴訟法」訂正とお詫び

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

91 頁 17～19 行 section19 【放火罪】

○ 以下の赤字の部分が不要です。

(物置が焼損したにとどまれば、~~自己所有非~~現住建造物等放火罪の未遂、隣接の他人の現住建造物に延焼すれば、同罪の既遂となる)。